

III. まとめと考察

まとめと考察

1. 障害児・者のスポーツ実施の現状

厚生労働省「身体障害児・者実態調査」(2006)によると、身体障害児・者のスポーツ教室・大会等への参加率は 7.9%である。また、内閣府「障害者施策総合調査」(2008)では、スポーツ・文化芸術活動の参加者(40.5%)に、陸上競技、水泳、車いすテニスなど 11 種目の実施状況を尋ねている。これらは、障害者の生活の実態に関する調査の一部としてスポーツを取り上げたもので、障害者のスポーツ実施状況を詳細に把握するための全国調査はこれまで行われてこなかった。本調査では、文部科学省と笹川スポーツ財団が実施している全国調査の結果との比較ができる質問項目を設けて、7 歳以上の障害児・者を対象に、スポーツ実施状況やニーズ等を明らかにした。

文部科学省「体力・スポーツに関する世論調査」(2013)によると、成人の過去 1 年間のスポーツ実施率は、週 1 日以上が 47.5%、週 3 日以上が 24.4%であるのに対し、障害のある成人のスポーツ実施率は、週 1 日以上が 18.2%、週 3 日以上が 8.5%となっており、障害者の定期的スポーツ実施率は健常者の半分以下である。週 1 日以上の実施者の割合を障害種別に見ると、最も多い聴覚障害者の 22.5%から、最も少ない車椅子を必要とする肢体不自由者の 12.0%まで様々である。

成人が過去 1 年間に実施した種目を障害種別に見ると、どの障害でも、ウォーキング、散歩(ぶらぶら歩き)、体操(軽い体操・ラジオ体操など)の実施率が高く、笹川スポーツ財団「スポーツライフ・データ」(2013)と同じ種目が上位に挙がっている。健康志向の高まりから、一人で気軽にできるウォーキングや散歩の実施者が増えている状況は、健常者、障害者を問わず共通していると考えられる。また、水泳は、未成年、成人を問わず、多くの障害種別で実施率が高い。7~19 歳では、知的障害、発達障害、聴覚障害で実施者が最も多い種目である。民間スポーツクラブに関する調査で示したように、スイミングクラブは、他の民間クラブに比べて障害者の受入れが進んでおり、こうした状況が障害児・者個人のデータからも裏付けられた。

スポーツ・レクリエーションを実施する目的は「健康の維持・増進のため」が最も多く、過去の文部科学省や笹川スポーツ財団の調査と同様の傾向であった。他方で、スポーツ・レクリエーションへの取組(満足度)は笹川スポーツ財団調査と比べて、「スポーツ・レクリエーションを行っており、満足している」の割合が低く、「特にスポーツ・レクリエーションに関心はない」の割合が大幅に高いなど、満足度・関心が低い結果となっている。今後は、障害児・者のニーズを踏まえて、スポーツへの関心を高めていくことが重要であると考えられる。

スポーツ・レクリエーションを実施する上で障壁となっているものは、「特ない」の回答を除くと、「体力がない」「金銭的な余裕がない」「時間がない」が上位に挙がっている。文部科学省調査の「運動・スポーツを行わない理由」の結果を参考に見ると、「仕事が(家事・育児)が忙しくて時間がない」が最も多く、以下「年をとったから」「体が弱いから」の順となっており、障害者は健常者に比べて、体力の不足と経済的要因がスポーツの実施に強く影響することが示唆された。

2. 特別支援学校を地域の障害者のスポーツの拠点としていく可能性

障害児の教育・生活の場である特別支援学校におけるスポーツの実態に関して、調査結果から示された主な課題は以下のとおりである。

1) スポーツを通じた地域との交流

運動会や体育祭、運動部活動・クラブ活動、夏休みのプール、スポーツ大会への参加などの活動に比べて、スポーツを通じた近隣住民や他校との交流の割合は低い

2) 運動部活動・クラブ活動の設置率

運動部活動・クラブ活動がある学校は、中学部で37.2%、高等部で58.6%となっており、ほぼ全ての中学校・高校に運動部活動がある一般校と比べて設置率は低い。また、活動頻度については、事例調査で示したような週2～3日の活動の学校のほか、週1日以下の学校もあるなど、ほぼ毎日活動している一般校と比べて少ない。体調や体力の面で健常者と同じようにスポーツができない障害児・者がいることを考慮しても、特別支援学校の運動部活動・クラブ活動は低調である。

3) 卒業生の運動部活動・クラブ活動への参加

特別支援学校を卒業した障害者は、日常的にスポーツに参加する場がなく、スポーツから離れてしまうのが課題といわれている。約3割の学校の運動部活動・クラブ活動において、卒業生が練習に参加しているという今回の調査結果は、特別支援学校が卒業生である障害者のスポーツの場としても重要な役割を担う可能性を示している。

4) 運動部活動・クラブ活動の指導者：外部指導者の活用

運動部活動・クラブ活動の指導者とサポートスタッフを、教職員以外の人材に頼る割合が低い。幼児児童生徒のスポーツ活動を充実させるために重要な取組として、「外部人材(ボランティアスタッフを含む)の確保・充実」を挙げた学校が38.1%で、最も多かった「用具や器具の充実」(69.2%)と比べて少ない。過半数が「教員がスポーツを指導できる時間の確保」を重要と認識していることから、外部人材の活用を促進することが考えられる。

5) 学校体育施設開放状況

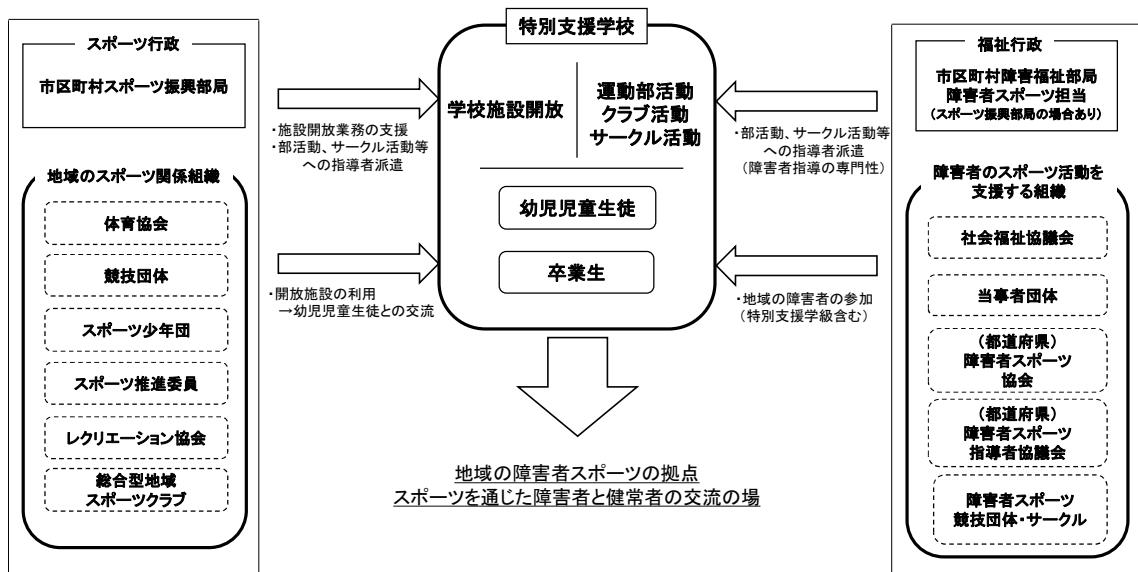
体育施設については、体育館とグラウンドが8割以上の学校で設置されている。これらの施設の自校の幼児児童生徒以外への開放状況は、体育館が57.5%、グラウンドが54.3%である。特別支援学校は多くが都道府県立であることから、都道府県立の高等学校等と比較すると、体育館が37.9%、グラウンドが45.1%となっており、いずれも特別支援学校の方が開放率が高い。しかし、体育館で9割以上、グラウンドで8割以上が開放されている公立小学校と比べれば、開放率は高いとは言えない。また、開放している学校でも、複数の団体が平日と休日を毎週定期的に利用している例は多くない。その理由としては、1)障害児の教育の場という特殊性から、学校側が施設開放に積極的でない、2)体育施設が狭い・必要な設備がないなどの理由で、できるスポーツが限られる、3)施設の設計上、一般開放に適さない学校がある、などが挙げられる。

これらの実態と課題を踏まえて、地域スポーツ関係組織と学校、地域の福祉関係組織や障害当事者・保護者などが協力して、学校側の負担を増やすことなく、地域の実情に応じて、特別支援学校の体育施設開放を進めて、地域の障害者のスポーツの場の拡充を図る取組を提案したい。単なる場所貸しではなく、「学校開放を通じた、障害者のスポーツ活動の充実と、地域の障害理解の促

「進」を理念に掲げるのである。健常者の団体は、当該特別支援学校の幼児児童生徒との交流イベントや、年に数回の学校運動部活動の指導のサポートなど、無理なく続けられる範囲で障害者の活動を支える。こうした活動によって、在校生と卒業生、そして地域の障害者のスポーツの機会が充実し、地域の障害者スポーツの拠点として、またスポーツを通じて障害者と健常者が日常的に交流する場として発展することが理想である。その先には、特別支援学校を核にした、障害者と健常者が共にスポーツを楽しむ総合型地域スポーツクラブ等のビジョンが描けるのではないだろうか。

特別支援学校の学校開放とスポーツ団体の先駆的な関わりとして、神奈川県川崎市のNPO法人高津総合型スポーツクラブSELFの事例がある。SELFは2013年度から、県立高津養護学校の地域ネットワーク推進会議に参画している。SELFでは、市内の小中学校4校の学校施設有効活用事業を受託している。クラブでは障害者向けのプログラムも実施しており、これらの実績を踏まえて、同校の施設開放の促進に向けて積極的な提案を行っている。

図表 7-1 スポーツ組織と障害者スポーツ組織の連携による特別支援学校のスポーツ活動支援



3. スポーツを通じて障害者入所施設を地域に開かれた場所に

障害者自立支援法による地域移行の流れを受けて、障害者の入所施設の定員は削減傾向にある。それでも、知的障害者、身体障害者を中心に、10万人以上の障害者が全国の入所施設で生活している。入所者の高齢化や障害の重度化という課題に直面している入所施設におけるスポーツ活動については、以下の課題を挙げることができる。

1) 施設外の指導者の活用状況

スポーツ・レクリエーション活動は、職員のみで対応している施設が多く、外部の指導者を活用している施設は少ない。外部の人材を有償で登用している施設は1割程度である。

2) 支援・協力体制

入所者にスポーツ・レクリエーションを提供する上で、外部組織から支援や協力を受けていない施設が全体の約半数を占めている。外部組織から支援や協力を受けている施設では、支援・協力を受ける先は、「社会福祉協議会」「障害者の当事者団体・家族会等」「障害者スポーツ団体」「行政」などがそれぞれ1割程度となっている。

3) 職員の専門性とスタッフの不足

スポーツ・レクリエーション活動全般の課題として、入所者の障害の重度化や高齢化などに加えて回答が多かったのが、「職員のスポーツ・レクリエーションに関する専門性が足りない」と「スポーツ・レクリエーション活動のためのスタッフ(ボランティアを含む)が足りない」で、いずれも4割強の施設が課題として挙げている。施設職員に専門性が不足しており、スポーツ・レクリエーション活動のための人材も足りないと認識しているながら、1)と2)に示したとおり、外部人材を活用せず、関係機関からの支援・協力も得ていない施設が多いことが明らかとなった。

4) スポーツを通じた地域との交流

スポーツ・レクリエーション活動を通じた地域社会や施設外の障害者との交流については、4分の1の施設で交流がなく、地域のスポーツ愛好者との交流が1割程度と低い。

上記の課題へのアプローチとして、スポーツ関係組織と障害者スポーツ関係組織の連携の下、障害者入所施設が、スポーツを通じて、施設外の障害者や地域に対して開かれた空間になるための取組を提案する。

地域のスポーツ・障害者スポーツ関係者が施設のプログラムの一部をサポートし、施設職員の負担を抑えながら、入所者および地域の障害者のスポーツ活動の充実を図る。また、これらにより入所者がスポーツ・レクリエーションに親しみ、地域のスポーツイベントに参加することで、地域の健常者と交流し、施設に対する理解、ひいては地域の障害理解の促進に寄与することが期待できる。実際、一般の市民マラソン大会やウォーキング大会に継続的に参加し、施設や入所者の障害について、地域住民の理解を深めた施設がある。外出が難しい身体障害者の場合、入所施設に地域の健常者を招いてスポーツ交流を図るのも一つの手段である。

入所施設の敷地内にスポーツ専用スペースがあれば、スポーツ関係組織との交流促進につながる可能性がある。調査によると、入所施設の敷地内に運動・スポーツ専用スペースが整備されている施設が22.0%あり、これらの施設を、入所者が使わない時に地域のスポーツ関係者に開放でき

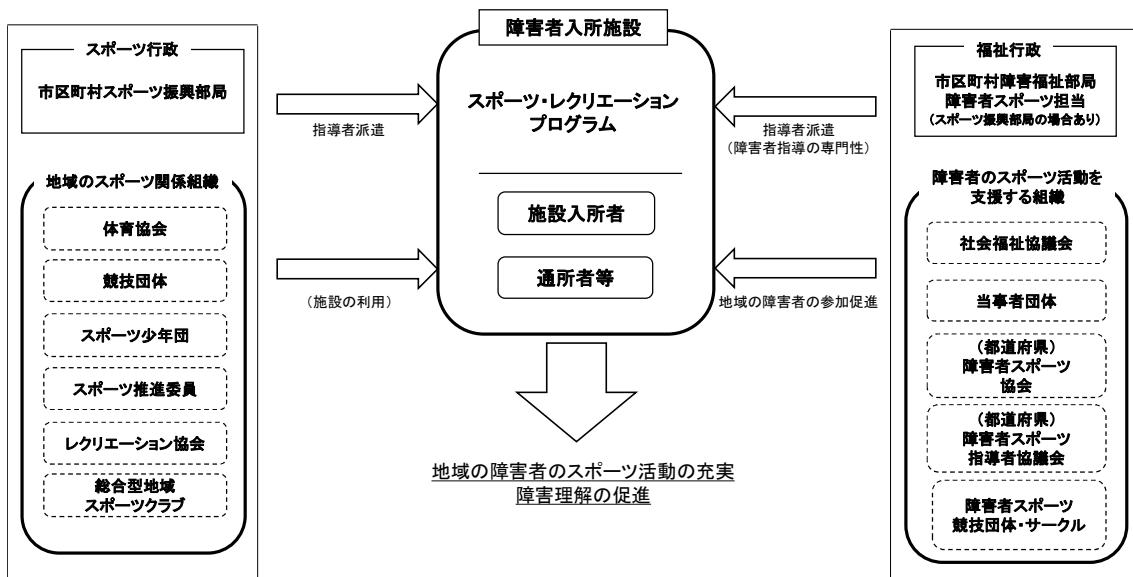
れば、新たなスポーツ施設が確保される。事例で紹介したように、小規模な体育館を保有している入所施設もある。例えば、徳島県の鳴門市総合型地域スポーツクラブ NICE では、施設のスペースで地域住民と入所者のためのフィットネスプログラムを定期的に開催している。

入所施設のプログラムの充実については、参加者の「楽しみ」としてのスポーツ・レクリエーションの視点が重要である。障害者入所施設における日常的なスポーツ活動は、生活介護のプログラムとして提供されるのが一般的である。ゆえに、スポーツとしての楽しさよりも、健康の保持増進や機能維持のための「身体運動」の側面が重視されがちである。こうしたプログラムを単調で退屈と感じた入所者が、スポーツ・レクリエーション活動を嫌いになってしまふことは避けねばならない。施設入所者の中には、自らの意志ではスポーツに参加できない重度の障害者がいることにも配慮が必要である。また、自発的にスポーツを選択できる入所者のスポーツ・レクリエーションについては、可能な限り、本人の希望や意志、選択が尊重されるべきである。そのためにも、施設の職員とスポーツ関係組織および障害者スポーツ関係組織が連携し、高いスキルのある指導者を確保する必要がある。楽しみを重視した指導という点では、(公財)日本レクリエーション協会の福祉レクリエーションワーカーの活躍も期待できる。

地域移行によって、入所施設を出て、グループホームやケアホームに移った障害者は、入所施設で提供されていた日常的なスポーツ活動の場を失い、スポーツが全くできなくなる恐れがある。入所施設と地域のスポーツ関係組織・障害者スポーツ関係組織が連携して、引き続き彼らのスポーツの場が確保されるような運営体制とプログラムの工夫を行うことが求められる。

日本レクリエーション協会が文部科学省の委託を受けて実施している実践研究事業では、障害のある人との交流を通じた交流が全国で展開している。こうしたプログラムが発展すれば、施設の入所者と地域の障害者が、身近な地域で健常者とともにスポーツを楽しめる場が広がることになるだろう。

図表 7-2 スポーツ組織と障害者スポーツ組織の連携による障害者入所施設のスポーツ活動支援



上記の提案は、

- ・障害者が日常的にスポーツを楽しめる環境を創出すること
 - ・障害者と健常者がスポーツを通じて積極的に交流すること
- の 2 点に主眼をおいて組み立てた。

障害者スポーツ組織の体制が十分とは言えない現状では、スポーツ組織と障害者スポーツ組織の連携において、スポーツ組織からの働きかけが重要になる。スポーツ基本法を受けて、障害者のスポーツ支援への意識が高まっているスポーツ推進委員に対する期待は大きい。まずは、都道府県の障害者スポーツ協会や障害者スポーツ指導者協議会との情報交換がスタートになると思われる。総合型地域スポーツクラブの育成と同様、連携の核になる組織や人材は地域によって様々であろうが、当初はできる部分から「小さく生んで」、小規模でも持続できる身の丈にあった取組を進めるべきであろう。将来の発展を見据えて、可能な限り多くの関係組織を巻き込み、スポーツと障害者スポーツに関わる人々を有機的に結び付けるネットワークをつくることが期待される。

2014 年度より、国の障害者スポーツ行政が厚生労働省から文部科学省に移管される。地方自治体においても、今後その影響が波及していくと予想されるため、都道府県や市区町村には、スポーツ組織と障害者スポーツ組織の連携を促す施策を期待したい。スポーツ推進委員や総合型クラブの事業に障害者スポーツ関係組織が参画したり、障害者スポーツ協会のイベントをスポーツ推進委員が支援することなどが考えられる。

なお、本調査の対象とした特別支援学校と障害者入所施設は、いずれも知的障害者の割合が大きく、調査結果の全体傾向にその影響が表れているため、データの解釈には注意が必要である。今後は、今年度の障害者個人を対象とした調査の結果も踏まえ、健常者と障害者が共にスポーツを楽しむ社会のあり方について、個々の障害種別に詳細に検討する必要があると考えられる。